

記入例（子育て世帯物価高騰対策支援金（追加分） ※2万円支援金）

【注意！】

子育て世帯物価高騰対策支援金（1万円支援金）の申請書が未提出の方は、併せて1万円支援金の申請書も必ず提出してください。
 ※1万円支援金の支給決定がされない限り、2万円支援金の追加支給はできません。

2万円支援金の申請・請求者は、必ず1万円支援金の申請者と一緒にしてください。

※申請者が異なる場合、申請書不備となり再提出となります。

平日 8時30分～17時までにご連絡のとれる電話番号を記入してください。

現住所と令和5年11月1日時点の住民票が異なる方は、令和5年11月1日時点の住所を記入してください。

振込口座は1万円支援金の申請書に記載された口座と同じ口座となるので、記入は不要です。

対象子どもは1万円支援金の対象子ども（平成17年4月2日～令和5年11月1日までに生まれた子ども）と同一となりますので、必ず同じ子どもを記入してください。

住所は、申請・請求者と別居の場合のみご記入ください。

「1. 申請・請求者」及び「2. 対象の子ども」について、1万円支援金の申請と同一であるかどうか、最後にもう一度ご確認の上、チェック欄（□）に✓を記入してください。

誓約・同意事項をよくご確認の上、申請・請求を行って下さい。

様式第3号

18歳までの子ども

子育て世帯物価高騰対策支援金（追加分）申請書（請求書）

受付印

徳島市長 殿

下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（子育て世帯物価高騰対策支援金（以下、「1万円支援金」という。）と同一の申請・請求者）

記入日 令和6年2月10日

| | | | | | |
|--------|-----------------|--|----|------|--|
| 申請・請求者 | (フリガナ) 氏名 | | 性別 | 生年月日 | 現住所（住民票所在地） |
| | トクシマ タロウ | | | | |
| | 徳島 太郎 | | | | |
| 整理番号 | 0000001 | | | | |
| 電話番号 | 111 (111) 111 | | | | 令和5年11月1日時点の住所（住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要 |
| 受取口座 | 1万円支援金の振込先口座と同じ | | | | 徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 |

2. 対象の子ども（1万円支援金と同一の対象の子ども）

| No. | (フリガナ) 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 同居・別居の別※ | 住所（申請・請求者と別居の場合のみ記入） |
|-----|--------------------|----|----|-----------|----------|----------------------|
| 1 | トクシマ イチロウ 徳島 一郎 | 子 | 男 | 平成17年4月2日 | 別居 | 〇〇県〇〇町〇〇丁目〇〇-〇 |
| 2 | | | | 年 月 日 | | 整理番号 〇〇〇〇〇〇 |
| 3 | | | | 年 月 日 | | 整理番号 |
| 4 | | | | 年 月 日 | | 整理番号 |
| 5 | | | | 年 月 日 | | 整理番号 |

※ 同居・別居の別については令和5年11月1日時点の状況を選択してください。

確認事項

下記の内容を必ず確認してチェック欄（□）に✓を記入してください。



「1. 申請・請求者」及び「2. 対象の子ども」は、1万円支援金の申請と同一であることを確認しました。

【誓約・同意事項】

- 申請・請求内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの支援金について速やかに返還します。
- 子育て世帯物価高騰対策支援金（追加分）の支給要件の該当性等を審査等するため、徳島市が必要な公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、徳島市において支給決定をした後は、支援金の請求書として取り扱います。
- 徳島市において支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、徳島市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、徳島市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

【注意事項】

申請が必要な方は、令和6年1月下旬に申請書を送付していますので、原則送付した申請書を提出して下さい。ただし、対象の子どもの住民票が徳島市になく、以下の①～③のいずれかに当てはまる場合は申請書を送付していませんので、HPからダウンロードをして申請して下さい。

- ①転入等の事由により、徳島市の児童手当の支給開始月が令和5年10月分以降で認定となっている場合
- ②公務員で職場から児童手当を受給している場合
- ③徳島市以外の市区町村で児童手当を受給している場合

※不明点・質問点がある場合は下記の専用コールセンターにお問い合わせください。

（問い合わせ先） 徳島市子育て世帯物価高騰対策支援金コールセンター
 電話 088-676-2650（令和6年3月28日まで）